

# 公立大学法人沖縄県立芸術大学理事会規程

令和3年4月1日

沖芸大規程第1号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学定款（以下「定款」という。）第30条の規定に基づき、理事会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(議案の通知)

**第2条** 理事会の議案は、招集の際に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(経営審議会及び教育研究審議会の先議)

**第3条** 理事会において定款第17条各号に規定する事項について審議しようとする場合は、原則として、あらかじめ当該事項に関する経営審議会及び教育研究審議会の審議を経るものとする。

(議長の職務代理)

**第4条** 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する理事がその職務を代理する。

(構成員以外の出席)

**第5条** 議長が必要と認めたときは、理事会に構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

**第6条** 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席理事の中から議長が指名する2名が署名する。

(事務)

**第7条** 理事会の事務は、事務局総務課において処理する。

(補則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、理事会の運営等に関し必要な事項は、理事会の議を経て理事長が別に定める。

**附 則** (令和3年4月1日理事長決裁)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。